



水道料金 と 一括請求が始まります！ 下水道使用料



上水道のみの使用者対象

市は、市民サービスの向上、下水道事業の経営と事務の効率化のため、「下水道使用料」の徴収を、水道料金の徴収を行っている三井水道企業団に委託します。このため、平成29年6月請求分からの下水道使用料は、三井水道企業団が水道料金と合算して請求します。

※対象は「上水道のみ」の使用者です。「井戸水との併用」または「井戸水のみ」の場合は、今までと同様に「下水道使用料」は市下水道課が請求します

★現在(平成29年4月請求分まで)

	使用水区分		
	上水道	上水道+井戸水	井戸水
下水道使用料	市下水道課が請求		
水道料金	三井水道企業団が請求		なし



★平成29年6月請求分から

	使用水区分		
	上水道	上水道+井戸水	井戸水
下水道使用料	三井水道企業団が一括請求	市下水道課が請求	
水道料金	三井水道企業団が一括請求	三井水道企業団が請求	なし

一括請求による変更点は3つ！

①検針お知らせ票が変わります

水道メーターを検針した後に「ご使用水量等のお知らせ」をポストに投函しています。そのお知らせ票に「下水道使用料」の項目が追加され、請求予定額は合計金額となります。また口座振替の場合は、前回の振替金額などを合わせて記載し、検針票兼領収書とします。

※下水道課からの納入通知書は送付しません



ご使用水量のお知らせ			
平成 29年度	2期 (4-5月分)	検針日	
0010001-001	4月 1日	検針日	5月 1日
住所 小都市小郡255-1			
氏名	小都市	様	
口座	13	メータ番号	00000
検針員	三井水道		
今回指針			41 m
前回指針			1 m
取替水量			
今回使用水量			40 m
上水道料金			7,760 円
下水道使用料			7,020 円
請求金額合計			14,780 円

②口座振替の通帳記帳表示が1つになります

(例) 水道料金7,760円、下水道使用料7,020円の場合

	年月日	摘要	お預かり金額	お支払金額	
01	29-06-25		ミスイドウ	14,780	水道料金と 下水道使用料の 合計金額
02					

※金融機関によって表示に若干の違いがあります(三井水道料、水道料、ミスイドウダンなど)

※振替金額は、「水道料金」と「下水道使用料」の合計金額になります

※領収書の発行はしていませんので、通帳記帳または検針お知らせ票でご確認ください

※振替日は偶数月25日です(土日祝日の場合は、翌営業日)

③納付書が一枚になります

現在の「水道料金」の納付書に「下水道使用料」の項目が追加され、合計金額での支払いとなります。

●問合せ先 (下水道に関すること) 下水道課管理係 ☎72-2111 (内線342、343)
(上水道に関すること) 三井水道企業団 ☎72-5106